

## がんばろう大月公共交通事業者等支援金交付要綱

(令和3年3月22日決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の要請や各種施設の休業により、継続的な運送事業に支障を生じている公共交通事業者等に対し、予算の範囲内において事業継続のための支援を行うことについて、大月市補助金等交付規程（昭和43年大月市訓令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年6月法律183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営んでいる事業者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 法第4条の許可を受け、法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいる事業者をいう。
- (3) タクシー事業者 法第4条の許可を受け、法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいる事業者をいう。
- (4) 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「代行業」という。）第2条第2項に規定する運転代行業を行う者をいう。

### (支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める者（以下「事業主体」という）とする。

- (1) 路線バス事業者 市内に、法第5条第1項第1号に定める事業所又は法同項第3号に定める営業所を有し、道路運送法施行規則（昭和26年8月運輸省令第75号。以下「省令」という。）第3条の3第1号の路線定期運行を行っている事業者とする。
- (2) 貸切バス事業者 市内に、法第5条第1項第1号に定める事業所を有する事業者とする。
- (3) タクシー事業者 市内に、法第5条第1項第1号に定める事業所又は法第5条第1項第3号に定める営業所を有する事業者とする。
- (4) 運転代行業者 市内に、代行業第5条第1項第2号に定める営業所を有する事業者とする。

(支援対象車両)

第4条 次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ、当該各号に定めるものを支援対象とする。

- (1) 路線バス事業者 法第5条第1項第3号に定める市内の営業所にて管理している事業用自動車とする。
- (2) 貸切バス事業者 法第5条第1項第3号に定める市内の営業所に配置している事業用自動車とする。
- (3) タクシー事業者 法第5条第1項第3号に定める市内の営業所に配置している事業用自動車とする。
- (4) 運転代行事業者 代用法第5条第1項第2号に定める市内の営業所にて管理する代用法第2条第7項に規定する随伴用自動車とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ、当該各号に定めるものを支援金の額とする。

- (1) 路線バス事業者 支援対象車両1台につき15万円とする。
- (2) 貸切バス事業者 支援対象車両1台につき6万円とする。
- (3) タクシー事業者 支援対象車両1台につき3万円とする。
- (4) 運転代行事業者 支援対象車両1台につき3万円とする。

(交付申請)

第6条 事業主体は、がんばろう大月公共交通事業者等支援金交付申請書(第1号様式)に、事業主体ごとに次に掲げる書類を添付し、令和3年12月20日までに市長に提出するものとする。

- (1) 路線バス事業者
  - ア 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証するもの
  - イ 市内に事業所及び営業所を有していることを証するもの
  - ウ 市内の営業所にて管理され、実在する事業用自動車両数を証するもの
  - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 貸切バス事業者
  - ア 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証するもの
  - イ 市内に事業所を有していることを証するもの
  - ウ 市内の事業所に配置し、実在する事業用自動車両数を証するもの
  - エ その他市長が必要と認める書類
- (3) タクシー事業者
  - ア 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証するもの
  - イ 市内に事業所及び営業所を有していることを証するもの

- ウ 市内の営業所に配置し、実在する事業用自動車両数を証するもの
  - エ その他市長が必要と認める書類
- (4) 運転代行事業者
- ア 代行法第5条第2項の規定により山梨県公安委員会から認定を受けたことを証するもの
  - イ 市内に営業所を有していることを証するもの
  - ウ 市内の営業所にて管理され、実在する随伴用自動車両数を証するもの
  - エ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合には、その内容を審査し、速やかに交付の可否及び支援金の額を決定し、がんばろう大月公共交通事業者等支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、事業主体に通知するものとする。

(助成金の交付等)

第8条 前条の支援金の交付決定の通知を受けた事業主体が、支援金の交付を受けようとするときは、がんばろう大月公共交通事業者等支援金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を審査の上、支援金の交付を行うものとする。

(支援金の返還等)

第9条 市長は、事業主体が次の各号のいずれかに該当したときは、その支援金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 法令等又はこの要綱に違反したとき
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により支援金の交付を受けたとき
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の規定に基づき、取消を命ずるときはがんばろう大月公共交通事業者等支援金取消通知書（第4号様式）により、支援金の返還を命ずるときはがんばろう大月公共交通事業者等支援金返還通知書（第5号様式）により、交付申請者に通知する。この場合において、支援金の取消額又は返還額等は、市長が決定することとする。

3 前2項に規定する支援金の交付決定の取消し及び支援金の返還により、交付申請者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(検査等)

第10条 市長は、本事業に係る予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は帳簿、

書類、その他物件等を検査することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項に規定する日以前に、この支援金の交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、同項の規定に関わらず、同日後もなおその効力を有する。